

平成22年7月16日  
消 防 庁

## 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令(案)」に対する意見募集

総務省消防庁では、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省と共同して、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令(案)」を作成しました。

つきましては、この案について、平成22年7月20日(火)から平成22年8月18日(水)までの間、意見を募集します。

### 1. 背景

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立・公布され、第1種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して基準適合義務を課す条項(第17条)が新設されました。これに伴い、同法施行令附則第3項に規定する「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」に係る技術上の基準を本省令において定めるものです。

### 2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令(案)

意見募集要領：別添要領をご覧ください。

(注) 意見提出先は厚生労働省、経済産業省及び環境省のいずれかとなっておりますが、提出いただいたご意見は消防庁に回付され、消防に関係のあるものについては当方で検討を行います。

### 3. 意見募集の期限

平成22年8月18日(水)(郵送についても、募集期間内の必着とします。)

### 4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



問い合わせ先  
総務省消防庁総務課  
田村補佐、中谷事務官  
TEL 03-5253-7506  
FAX 03-5253-7531

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」について

平成 22 年 7 月  
総務省消防庁総務課  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
国土交通省航空局空港部空港政策課  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室  
防衛省大臣官房文書課環境対策室

## 1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」を制定する。

## 2. 主な内容

今次法改正に伴い、第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して基準適合義務を課す条項(第17条)が新設された。

当該条項に基づき、化審法施行令附則第3項に規定する「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」に係る技術上の基準を本省令において規定する。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成22年9月

施行：平成22年10月1日

(以上)

総務省、厚生労働省、  
○経済産業省、国土交通省、令第 号  
環境省、防衛省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第十七条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 名

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

防衛大臣 名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消火器等 消火器、消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。
- 二 泡消火薬剤等 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。
- 三 取扱事業者 業として消火器等を使用する者その他の業として消火器等を取り扱う者をいう。
- 四 汚染物 P F O S又はその塩を含む廃液又はP F O S又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。

(泡消火薬剤等の保管)

第二条 取扱事業者は、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器（消防の用に供する貯蔵槽及び消火器を除く。以下同じ。）を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一 泡消火薬剤等又は汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であつて、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収めること。

二 雨水等による泡消火薬剤等の流出を防止するため、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

(容器等の表示)

第三条 取扱事業者は、泡消火薬剤等を入れた容器を保管するときは、泡消火薬剤等を入れた容器及び保管している場所の見やすい箇所に、それぞれ当該容器及び当該場所に泡消火薬剤等を保管している旨を表示しなければならない。

2 取扱事業者は、汚染物を入れた容器を保管するときは、汚染物を入れた容器の見やすい箇所に、当該容器に汚染物を保管している旨を表示しなければならない。

(泡消火薬剤等の移替え)

第四条 取扱事業者は、泡消火薬剤等の移替えを行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 泡消火薬剤等の移替えはポンプ等により行うこと。
- 二 泡消火薬剤等の飛散又は流出する量が最少の量となるよう、泡消火薬剤等の移替えに係る容器に受皿を設ける等必要な措置を講ずること。
- 三 泡消火薬剤等が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。
- 四 泡消火薬剤等の地下浸透を防止するため、泡消火薬剤等の移替えは床面がコンクリートである場所又は合成樹脂等により被覆された場所等で行うよう努めること。
- 五 泡消火薬剤等の移替えに使用したポンプ等又は保管に使用された空の容器は、洗浄し、又は布等でふき取ること。
- 六 前号の洗浄に用いた水又はふき取った布等は、密閉できる容器に入れて保管すること。

(容器等の点検)

第五条 取扱事業者は、泡消火薬剤等を入れた容器等について次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。

- 一 容器から泡消火薬剤等が漏出していないこと。
- 二 容器に損傷又は腐食が生じていないこと。
- 三 床面等にひび割れがないこと。

2 取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において泡消火薬剤等を入れた容器等に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

3 取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

(漏出処理措置)

第六条 取扱事業者は、消火器等を保管する場合又は泡消火薬剤等の移替えを行う場合において、泡消火薬剤等が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二 漏出した泡消火薬剤等について回収するよう努めること。

三 回収した泡消火薬剤等又は泡消火薬剤等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管すること。

四 前三号に掲げるもののほか、漏出した泡消火薬剤等を取り扱うに当たって必要と認められる措置を講ずること。

(帳簿)

第七条 取扱事業者は、事業所ごとに、泡消火薬剤等の保管数量を記載した帳簿を作成しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを最終の記入をした日から五年間保存しなければならない。

(訓練等における措置)

第八条 取扱事業者は、消火器等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収しなければならない。

2 取扱事業者は、前項により回収した泡消火薬剤等又は泡消火薬剤等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管しなければならない。



この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

## 別添要領

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」に対する意見募集について

平成 22 年 7 月  
総務省消防庁総務課  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
国土交通省航空局空港部空港政策課  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室  
防衛省大臣官房文書課環境対策室

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の制定を予定しています。（概要については別紙参照。）

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のないご意見をくださいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

### 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成22年 7月 20日（火）～ 8月 18日（水）（必着）

### 4. 資料入手方法

- 以下のホームページに掲載

【電子政府総合窓口（e-Gov）】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#iyaku>

【経済産業省】 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html)

【環境省】 <http://www.env.go.jp/info/iken.html>

- 「6. 意見提出先」において資料配付

### 5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式、以下の記入要領に従い、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、ご提出ください。

この意見募集は、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省の6省それぞれにおいて同時に実施しております。ご意見は6省のうち、厚生労働省、経済産業省、環境省のいずれかの省にいずれかの方法でご提出いただければ、6省において考慮されることとなりますので、同じご意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

(注意事項)

※ご意見は日本語で提出してください。

※件名に必ず「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見」として記載してください。

※郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

※電話及び匿名での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記入要領】

(宛先) 「6. 意見提出先」のパブコメ担当あて

(件名) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見  
(※郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

【氏名】 (※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所 (※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付又は併記してください)

#### 6. 意見提出先

パブコメ担当 (※以下のいずれかの窓口まで)

○厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 2427)

FAX : 03-3593-8913

E-mail : [exchpro@mhlw.go.jp](mailto:exchpro@mhlw.go.jp)

○経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL : 03-3501-1511 (内線 8370)

FAX : 03-3580-2084

E-mail : qqhbbf@meti. go. jp

○環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3581-3351 (内線 6329)

FAX : 03-3581-3370

E-mail : chem@env. go. jp

## 7. その他

ご提出いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

ご意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

ただし、ご意見中に個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

〇〇省〇〇課・室 パブコメ担当 宛

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に対する意見

**【氏名】**

(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

**【住所】**

**【電話番号】**

**【FAX番号】**

**【電子メールアドレス】**

**【意見】**

- ・ 該当箇所  
(※どの省令のどの部分についてなのか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付又は併記してください)